

令和 3 年 6 月 4 日現在

機関番号：12501

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2020

課題番号：16K03280

研究課題名（和文）公務員法における法治主義原理のあり方に関する研究 - フランス法理論を参考に

研究課題名（英文）A study on the principle of the rule of law in the Civil Service Law--with reference to French law theory

研究代表者

下井 康史（SHIMOI, Yasushi）

千葉大学・大学院社会科学研究院・教授

研究者番号：80261262

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、公務員法における法律の留保と行政規則の在り方を検討した。前者については、法律で詳細に規律すべき事項を画定すべきという本研究の方向性が、フランス法のそれと親和的であること、わが国の裁判例の検討を通じ、日本の公務員法の内容及び運用には、実体及び訴訟手続の両面において様々な問題のあることが明らかにされた。行政規則の在り方については、公務員法の特殊性を踏まえた多角的な観点からの検討が必要であること、フランスにおける近年の裁判例の傾向が、わが国におけるこの問題に重要な示唆を与えるものであることが明らかにされた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

公務員制度のあり方は、常に重要な法政策的課題である。しかし、とりわけ近年における諸々の法改正は、その必要性は否定できないとしても、目前の政治的課題に対処するための弥縫策に止まっているとの感を拭えない。かかる状況においては、法治主義原理という行政法の基本原則に立ち返り、立法論と解釈論のいずれをも嚮導し得る基礎理論の再構築に向けた考察が、学界の重要な課題である。本研究で得られた成果により、今後の公務員制度改革に向けた視点の一端が、行政訴訟制度改革をも視野に入れつつ明確にされたことに、本研究の学術的及び社会的意義が認められる。

研究成果の概要（英文）：This study examines how reservations and administrative rules in the Civil Service Law should be theoretically positioned. About the former, it was clarified that the direction of this study, which should define the matters to be disciplined in detail by law, is compatible with that of French law. About the latter, it was clarified that it is necessary to consider from multiple perspectives based on the peculiarities of the Civil Service Law, and that the tendency of recent administrative jurisprudence in France gives important implications for this issue in Japan.

研究分野：公法学

キーワード：公務員法 法治主義 法律の留保 行政規則 行政訴訟法 フランス法

1. 研究開始当初の背景

本研究を着想するに至った背景は以下の通り。公務員制度のあり方は、常に重要な法政策的課題である。このことは、公務員関係法律の頻繁な改正という事実からも看取できよう。しかし、とりわけ近年における諸々の法改正は、その必要性は否定できないとしても、目前の政治的課題に対処するための弥縫策に止まっているとの感を拭えない。かかる状況においては、法治主義原理という行政法の基本原則に立ち返り、立法論と解釈論のいずれをも嚮導し得る公務員法の基礎理論の再構築に向けた考察が、行政法学界に課せられた重要な研究課題と考える。

2. 研究の目的

本研究の目的は、公務員法には一般的な行政法に見られない特殊性があることから、法治主義原理のあり方に一定の修正が加えられるべきとの観点から、フランス法を参照しつつ、立法論と解釈論のいずれをも嚮導し得る、法治主義原理を踏まえた公務員法の基礎理論の再構築を目指した考察を行うことにある。

具体的には、まず、法律の留保について、公務員法における留保の範囲如何、及び、留保事項における法律の規律密度のあり方を検討し、次に、行政規則について、公務員法における法規性・裁判規範性の承認の可否を、そして、承認できるものがあるとして、いかなる行政規則であれば承認できるのか、その範囲を考察する。

3. 研究の方法

日仏の文献を研究することが、主たる研究方法である。いずれについても、インターネット上の議会情報・政府資料・裁判例情報も活用した。さらに、2020(令和2)年3月に東京で開催された研究会において、フランス・ポアチエ大学(当時)のエマニュエル・オーバン教授と、日仏における公務員制度改革についての意見交換を行い、その前後には、同教授と電子メールを用いた意見交換を頻繁に行った。

本研究は、公務員法の基礎理論の再構築を目指した考察を行うことにあるから、その前提として、とりわけ日本法における様々な論点を全般的に掌握することが不可欠となる。そこで、現下の日本公務員法において解決すべき問題を発見するため、諸文献の研究に加えて、裁判例を分析することに注力した。

4. 研究成果

(1) 法律の留保について

本研究の前提となる先の研究においては(研究課題/領域番号 23530028。基盤研究C。2011～2015年度)憲法の要請する勤務条件法定主義と労働基本権保障とを両立・調和させるためには、公務員組合に労働協約締結権を承認した上で、公務員制度に関する憲法上の原則を実現するための制度は必ず法律で規律することとし(必要的法律事項)その他については、立法者の裁量により法律で定めるべき事項(任意的法律事項)と、必ず労働協約で規律すべき事項(必要的協約事項)とに区別すべきという構想を提唱した。このうち、法律の留保を対象とする本研究と密接に関わるのは、必要的法律事項の範囲である。先の研究では、公務就任に関する制度、成績主義、及び、身分保障(懲戒事由としての諸義務の制度も含まれる)を必要的法律事項と位置付けたところ、かかる方向性に一定の普遍性が認められることが、本研究におけるフランス法研究で明らかにされた。このことは、以下の2点から指摘できる。第1に、フランスでは、2016年の法改正により、公務員の職業倫理強化として、従来から判例法で認められてきた不文の諸義務が追加法定され、併せて、懲戒手続制度の整備が促進されたこと、第2に、フランスは、伝統的に、公務員関係を法律で詳細に規律し、労働協約による勤務条件決定の余地を否定してきたところ、2010年の法改正が、一定の条件の下で締結された協定は有効であるという規定を導入したものの、その意味はあくまで政治的なものにすぎないと理解されていたものの、2019年の法改正により、協定が法的な意味で有効となるための手続が整備され、労働基本権の保障が強化されたことである。2019年法改正は、その他にも、契約職員の採用可能性の拡大、社会的対話制度の改革、柔軟な人事管理を可能にする制度の導入等の改革を実現しており、この点からも、法律によって詳細に規律すべき事項とそうではない事項とを仕分けするという、本研究の全体的な方向性が、フランス法のそれと親和的であることが明らかにされた。このような成果は、今後の公務員制度改革を巡る学術的・社会的な議論に多くの影響を与えるものである。

日本法については、法律の留保の範囲如何を論じる基礎作業として、労働基本権に関する現行法と、2011(平成23)年の国会に提出されたが廃案となった「国家公務員の労働関係に関する法律案」とを分析・検討することを通じて、上記の構想を実現するためには、まず、必要的法律

事項の範囲を確定することが前提になることを明らかにした。その成果は、図書『講座・労働法の再生第1巻 労働法の基礎理論』における分担執筆論文で公表している。

また、現行法における法定事項(条例によるものを含む)における規律密度の在り方如何を考察するため、主要論点に関する裁判例の検討を行い、これにより、様々な法制度において、必要的法律事項であるにもかかわらず、法律・条例による規律が不十分なものや、内容が不適切なもののあることが明らかになった。その成果は、自治実務セミナーで公表した一連の論文の外、雑誌論文「日々雇用公務員に支給される離職せん別金に充てるための補助金支出と給与条例主義」で公表している。とりわけ自動失職制度については、争訟手続の在り方を含め、問題の多い法制度であることが明らかになり、その成果を、法改正案を含めた私見の提示とともに、図書『行政手続・行政救済法の展開』における分担執筆論文で公表している。このような成果は、今後の公務員制度改革を巡る学術的・社会的な議論に多くの影響を与えるものである。

その他、公務員が退職した後に、在職時における懲戒免職相当の非違行為が発覚したため、当該退職公務員が退職手当を地方公共団体に返納したところ、地方公共団体による同人への賠償請求額から、当該退職手当の額を控除することの可否が争われた最高裁判所の判決を取り上げ、同判決には、当該事案後の退職手当法制度改正を視野に入れる点で問題があることを指摘し(その成果は、雑誌論文「自治体の求償権行使(国家賠償法1条2項)について」で公表している)、かかる指摘を通じて、現行退職手当法制度への改正の意義が明らかになった。

ところで、法治主義の適切な実現には、違法な行政措置を是正するための訴訟制度の整備が不可欠である。公務員関係訴訟のあり方の検討は、本研究開始時には想定していなかったが、2016(平成28)年7月開催の行政法研究フォーラムで行政事件訴訟法改正に向けた招待報告を行い(学会発表「行政法研究フォーラム(招待講演)」)、その中で、公務員に対する職務命令についての訴訟手段が争われた最判平成24年2月9日を取り上げたことを契機として(その成果は、雑誌論文「抗告訴訟と当事者訴訟の関係について」で公表している)、同法の抜本的改革に向けた研究会に参加すること等を通じた行政事件訴訟法改革研究にも着手し、その中で、公務員法における訴訟法上の問題を、本研究の一環として考察した。この研究を通じて、行政事件訴訟法の改正あるいは運用改善が、公務員の権利利益の適切な救済にも資することが明らかにされ(その成果は、私見とともに、図書『行政手続・行政救済法の展開』における分担執筆論文、雑誌論文「採用内定の取消し」、「任期付任用職員の不再任用(その1)」、「勤務条件措置要求」、「人事評価」、「転任」、「職務命令」及び「公務員に対する職務命令の処分性」で公表している)、さらには、現行公務員法が定める争訟制度には基本的な欠陥があり、この点は、公務員法における法治主義の実現にとって重大な支障となることが明らかにされた(その成果は、私見とともに図書『現代行政法講座 行政法の仕組みと権利救済』における分担執筆論文で公表される)。このような成果は、今後の公務員制度改革のみならず、行政訴訟改革についても、これらを巡る学術的・社会的な議論にも多くの影響を与えるものである。

その他、関連する論点として、公務員組合の庁舎利用に関する裁判例の検討を通じ、司法審査のあり方に問題のあることが明らかにされた。(その成果は、私見とともに雑誌論文「組合事務所としての使用目的で認められてきた行政財産目的外使用を不許可としたことの支配介入該当性」及び図書『自治体政策法務の理論と課題別実践』における分担執筆論文で公表している)

行政規則論

法治主義原理に忠実であれば、行政規則に法規性・裁判規範性を承認することはできない。わが国においても、かつての最高裁判例は、行政規則の拘束力は名あて人たる行政機関・公務員にのみ及ぶものであるとして外部効を否定し、その結果として、その処分性を否定していた。

しかし、その後、学説・法律・判例ともに変化する。1993(平成5)年制定の行政手続法は、審査基準や処分基準を行政規則で制定し、かつ公にすることを求めた。(処分基準については努力義務)。これを受けて、最高裁判所の判例も、不利益処分の理由提示において、処分基準の適用関係も示さなければならない場合があるとするものや(平成23年6月7日最判)、更には、学説に従って、処分基準を公にした行政庁は、特段の事情がない限りはこれにき束されるとすることで、法規・裁判規範に準じた拘束力を行政規則に認めるもの(最判27年3月3日)も登場している(行政規則の外部化現象)。

公務員法の裁判例にも、処分事由説明書で示すべき理由付記の内容について、上記の平成23年最判の影響が看取されるものがあること、また、任命権者が定めた行政規則の内容的妥当性、同基準との整合性、そして、同基準の適用のあり方等を重要な判断要素とする判例は、懲戒処分の取消訴訟を中心に枚挙に暇がないことが明らかになった(これらの成果の一部は、私見とともに、雑誌論文「処分事由説明書の交付」及び「懲戒処分」で公表している)。

このような判例分析により、一般行政法の局面における外部化現象が、公務員法にも及んでいること、したがって、公務員法における行政規則に、法規・裁判規範に準じた拘束力を承認できる基盤は既に形成されていることが明らかになった。

以上の考察を通じて、以下に述べるような着想を得るに至った。

現下の公務員法判例は、公務員法の特殊性を意識した上で外部化を認めているわけではない。しかし、行政規則は、かつての議論によっても、公務員に対しては拘束力が認められていた。また、公務員法における行政規則には、公務員の職務遂行に係る指示・基準たるものもあれば、大公務員勤務関係を規律するものもあり、この点が、一般的な行政法関係における行政規則とは大き

く異なる特色であるところ、後者のタイプは、民間企業の就業規則と同様の機能を有するものである。かかる視点を欠いたまま、一般的な行政法関係における発想に基づいて外部化を進めることには理論的問題があるのではないか。また、このタイプについて、就業規則と同様の拘束力を承認するのであれば、そのための手続が整備されなければならない、かかる制度を欠く現行法には問題があるのではないか。他方において、いずれのタイプであれ、行政規則を遵守しない公務員は、命令服従義務違反を理由に懲戒処分の対象となり得ることに変わりはない。さらに、上記の区別はあくまで指針的なものに過ぎず、両タイプの特色を併有する行政規則もあり得る(この点は、違法な職務命令に対する服従義務の有無という、行政法学における古典的な論点について、最判平成24年2月9日から論点を掘り起こし、諸学説を比較検討した上で、新たな判断基準を模索する研究において明らかにされた。その成果は、私見とともに、雑誌論文「公務員法の課題」及び「公務員に対する職務命令の処分性」で公表している)。すると検討の主たる焦点は、以上のような多角的な観点からの考察が必要であることを踏まえた上で、いかなる内容の行政規則であれば、公務員に対して法規・裁判規範に準じた拘束力が承認されるべきであるのか、その対象如何が検討であることになる。

この点で参考になるのが、フランスの議論である。フランスでも、わが国の行政規則に相当する通達(*circulaires*)その他は、あくまで内部効しかなく、法規性・裁判規範性は否定され、さらには、訴訟で取消しを求めることができない(越権訴訟の対象とならない)のが原則である。ただし、行政裁判所の判例は、古くから、例外を認めてきた。これによれば、単なる法令解釈を内容とするにとどまらず、市民の権利に関係する固有の法規定を内容とする通達と認められれば、例外的に、越権訴訟の対象とされてきた。しかし、この判例法理は、2002年12月18日のコンセイユ・デタ判決で変更される。同判決は、拘束的通達(*circulaires impératives*)であれば越権訴訟の対象になるとした。そして、フランスの学説は、その後の行政判例を分析し、公務員法は、拘束的通達であると性質決定されるものが多い分野であると指摘している。もっとも、これらの判例は、公務員法の特殊性を強調しているわけではない。また、越権訴訟の対象となることを認めるだけで、通達に法規・裁判規範に準じた拘束力を認めるものでもない。とはいえ、公務員法における通達には、他分野に比べて拘束的なものが多いという判例上の現象は、行政裁判所の判断が、公務員法の特殊性を踏まえたものであることの現れではないか。以上の考察から、フランスも日本と同様の発想に基づく解釈を施している可能性があり、したがって、拘束的か否かの基準は未だ曖昧とはされているものの、今後における判例の集積を参照することで、わが国において法規・裁判規範に準じた拘束力を承認すべき行政規則の範囲如何という問題に重要な示唆が得られるであろうことが明らかになった。このような成果は、今後の公務員制度改革を巡る学術的・社会的な議論に多くの影響を与えるものである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計34件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 下井 康史	4. 巻 684
2. 論文標題 処分事由説明書の交付	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 自治実務セミナー	6. 最初と最後の頁 51-56
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 下井 康史	4. 巻 696
2. 論文標題 懲戒処分	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 自治実務セミナー	6. 最初と最後の頁 52-57
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 下井 康史	4. 巻 689
2. 論文標題 懲戒処分の手続	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 自治実務セミナー	6. 最初と最後の頁 41-46
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 下井 康史	4. 巻 691
2. 論文標題 依願退職	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 自治実務セミナー	6. 最初と最後の頁 41-46
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 下井 康史	4. 巻 693
2. 論文標題 定年退職後再任用	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 自治実務セミナー	6. 最初と最後の頁 32-38
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 下井 康史	4. 巻 110-2
2. 論文標題 自治体の求償権行使 (国家賠償法1条2項) について	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 都市問題	6. 最初と最後の頁 75-83
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 下井 康史	4. 巻 62-3・4
2. 論文標題 公務員に対する職務命令の処分性	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 上智法学論集	6. 最初と最後の頁 161-172
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 下井康史	4. 巻 671
2. 論文標題 給与条例主義	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 自治実務セミナー	6. 最初と最後の頁 48-53
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 下井 康史	4. 巻 673
2. 論文標題 人事委員会の給与勧告	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 自治実務セミナー	6. 最初と最後の頁 44-50
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 下井 康史	4. 巻 674
2. 論文標題 勤務条件措置要求	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 自治実務セミナー	6. 最初と最後の頁 44-49
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 下井 康史	4. 巻 676
2. 論文標題 人事評価	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 自治実務セミナー	6. 最初と最後の頁 42-47
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 下井 康史	4. 巻 677
2. 論文標題 転任	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 自治実務セミナー	6. 最初と最後の頁 30-35
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 下井 康史	4. 巻 679
2. 論文標題 職務命令	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 自治実務セミナー	6. 最初と最後の頁 42-48
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 下井 康史	4. 巻 680
2. 論文標題 政治的行為の制限	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 自治実務セミナー	6. 最初と最後の頁 58-63
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 下井 康史	4. 巻 682
2. 論文標題 労働基本権の制限	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 自治実務セミナー	6. 最初と最後の頁 42-47
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 下井 康史	4. 巻 1505号
2. 論文標題 日々雇用公務員に支給される離職せん別金に充てるための補助金支出と給与条例主義	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 54-55
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 下井 康史	4. 巻 659号
2. 論文標題 特別職非常勤職員	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 自治実務セミナー	6. 最初と最後の頁 56-60
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 下井 康史	4. 巻 661号
2. 論文標題 欠格条項と自動失職	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 自治実務セミナー	6. 最初と最後の頁 44-48
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 下井 康史	4. 巻 662号
2. 論文標題 外国人の公務就任能力	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 自治実務セミナー	6. 最初と最後の頁 38-43
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 下井 康史	4. 巻 663号
2. 論文標題 公務員勤務関係の法的性質	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 自治実務セミナー	6. 最初と最後の頁 30-35
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 下井 康史	4. 巻 664号
2. 論文標題 採用内定の取消し	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 自治実務セミナー	6. 最初と最後の頁 48-53
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 下井 康史	4. 巻 20号
2. 論文標題 公務員法の課題 - - - 職務命令に対する服従義務について	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 行政法研究	6. 最初と最後の頁 139-150
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 下井 康史	4. 巻 235号
2. 論文標題 公務員の勤務関係	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト (行政判例百選 (第7版))	6. 最初と最後の頁 18-19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 下井 康史	4. 巻 235号
2. 論文標題 公務員の退職願の撤回	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト (行政判例百選 (第7版))	6. 最初と最後の頁 18-19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 下井 康史	4. 巻 666号
2. 論文標題 採用の取消し	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 自治実務セミナー	6. 最初と最後の頁 46-51
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 下井 康史	4. 巻 667号
2. 論文標題 条件付採用職員の分限免職	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 自治実務セミナー	6. 最初と最後の頁 34-39
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 下井 康史	4. 巻 668号
2. 論文標題 任期付任用職員の不再任用 (その1)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 自治実務セミナー	6. 最初と最後の頁 44-50
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 下井康史	4. 巻 227号
2. 論文標題 労災保険金支払請求権と行政庁の処分	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 124-125
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 下井康史	4. 巻 2308号
2. 論文標題 抗告訴訟と当事者訴訟の関係について - 判例の検討と法改正論	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 25-30
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 下井康史	4. 巻 1215号
2. 論文標題 組合事務所としての使用目的で認められてきた行政財産目的外使用を不許可としたことの支配介入該当性	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 中央労働時報	6. 最初と最後の頁 18-26
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 下井康史	4. 巻 2017年4月号
2. 論文標題 地方公務員法における「公務員」の意味	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 自治実務セミナー	6. 最初と最後の頁 38-43
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 下井康史	4. 巻 2018年4月
2. 論文標題 任期付任用職員の不再任用 (その2)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 自治実務セミナー	6. 最初と最後の頁 32-38
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 下井康史	4. 巻 2020年4月
2. 論文標題 行政整理	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 自治実務セミナー	6. 最初と最後の頁 48-54
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 下井康史
2. 発表標題 各訴訟の役割分担について - 判例の検討と法改正論
3. 学会等名 行政法研究フォーラム (招待講演)
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計5件

1. 著者名 碓井 光明、稲葉 馨、石崎 誠也	4. 発行年 2019年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 624
3. 書名 行政手続・行政救済法の展開	

1. 著者名 北村喜宣、山口道昭、磯崎初仁、出石 稔、田中孝男	4. 発行年 2017年
2. 出版社 第一法規	5. 総ページ数 400
3. 書名 自治体政策法務の理論と課題別実践 - 鈴木庸夫先生古稀記念	

1. 著者名 下井康史	4. 発行年 2016年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 302
3. 書名 晴山一穂 = 西谷敏編 『新基本法コンメンタール地方公務員法』	

1. 著者名 下井康史	4. 発行年 2017年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 273
3. 書名 山川隆一 = 荒木尚志 = 村中孝史編 『講座・労働法の再生第1巻 労働法の基礎理論』	

1. 著者名 現代行政法講座編集委員会	4. 発行年 2021年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 -
3. 書名 現代行政法講座 行政法の仕組みと権利救済	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------